

関 係 各 位

沖縄県土木建築部長

「建設工事請負契約約款」の改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正いたしましたので通知します。

今回の改正において、発注者・受注者ともに「一次下請は社会保険加入業者である」という共通認識を持つために追加しております。

今後の社会保険等未加入対策については、県の対応やスケジュール等が決まり次第、お知らせいたします。

記

1 改正の要点

- (1) 1次下請負人の健康保険等加入義務
- (2) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行に係る条文の追記
- (3) 関係法令の改正に伴う変更
- (4) 全ての下請契約に係る暴力団の排除
- (5) 破産管財人による契約解除に係る違約金の条文の追記

2 施行年月日 平成 29 年 3 月 1 日

※債務負担行為又は次年度へ繰越す工事において、平成 29 年 3 月 1 日以降に改定契約を行う場合は、「1 改正の要点 (5)」も合わせて改正を行います。

3 適 用 平成 29 年 3 月 1 日以降に締結する契約から適用

4 そ の 他 「I-16 建設工事請負契約約款」参照

建設工事請負契約約款（平成9年告示第317号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略） (新設)
（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）	（受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。）
第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。	<p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p>
第8条～第9条（略）	第8条～第9条（略） (現場代理人及び主任技術者等)
（現場代理人及び主任技術者等）	（現場代理人及び主任技術者等）
第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。	第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
(1) 現場代理人	(1) 現場代理人
(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）	(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）
第11条～第18条（略）	第11条～第18条（略） (入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)
（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）	（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）
第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細	第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細

目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたときは又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、訂正を行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるとこどりにより、当該変更を行うものとする。

この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

第19条～第44条（略）

（かし担保）

第45条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める建設工事の請負契約に係る工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分にかし（構造耐力又は雨水の侵入に影響

第19条～第44条（略）

（かし担保）

第45条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に定める建設工事の請負契約に係る工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分にかし（構造耐力又は雨水の侵入に影

のないものを除く。) が生じた場合には、修補又は損害賠償の請求を行うことの
で、かかる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内に、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第46条～第47条 (略)

(発注者の解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。
イ～ホ (略)

ヘ 下請契約 (一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。)、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト (略)

(削る)

響のないものを除く。) が生じた場合には、修補又は損害賠償の請求を行うことの
のできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をするることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内に、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第46条～第47条 (略)

(発注者の解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。
イ～ホ (略)
ヘ 下請契約 (一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。)、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト (略)

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合にはにおいては、受注者は、譲り受け金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければ

(削る)

ならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

(新設)

第48条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて第1項の違約金に充当することができる

(談合等不正行為による発注者の解除権)

第48条の2 発注者は、受注者がこの契約に関する、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第

	61条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされた場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。	49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされた場合にあっては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。）又は独占禁止法第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
(2)	公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行った前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。	(2) 公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
(3)	受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。	(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
2	前条第1項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。
	第49条～第50条（略）	第49条～第50条（略）
	(解除に伴う措置)	(解除に伴う措置)
	第51条	第51条
2	(略)	(略)
3	第1項の場合において、第35条又は第35条の2（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしていくときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剩があるときは、受注者は、解除が第48条から第48条の3までの規定によるときには、その余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条又は前条の規定によるときには、その余剩額を発注者に返還しなければならない。	3 第1項の場合において、第35条又は第35条の2（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしていくときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剩があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときには、その余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条又は前条の規定によるときには、その余剩額を発注者に返還しなければならない。
4	(略)	4～7 (略)
8	第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第48条、第48条の2又は第48条の3の規定によるときは発注者が定め、第49条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものと	8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第48条、第48条の2又は第48条の3の規定によるときは発注者が定め、第49条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものと

めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、
置の期限、方法等については、着注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

し、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、
方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(参考) 1-2-1) 事業所の形態に応じた加入了べき公的保険

（参考）1-2-1) 事業所の形態に応じた加入了べき公的保険

事業所の形態 事業主の数	常用労働者 就労形態	労働保険			社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
		雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険		
法人 約40万社	1人～ 常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%	(賃金等に対する比率)
	日雇労働者	日雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円	
	一 役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料	
	5人～ 常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%	
	1人～4人 常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%	
	日雇労働者	日雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円	
個人事業主 約10万者	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担	(賃金等に対する比率)
	—	—	—	—	—	—	

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担(は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。)

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

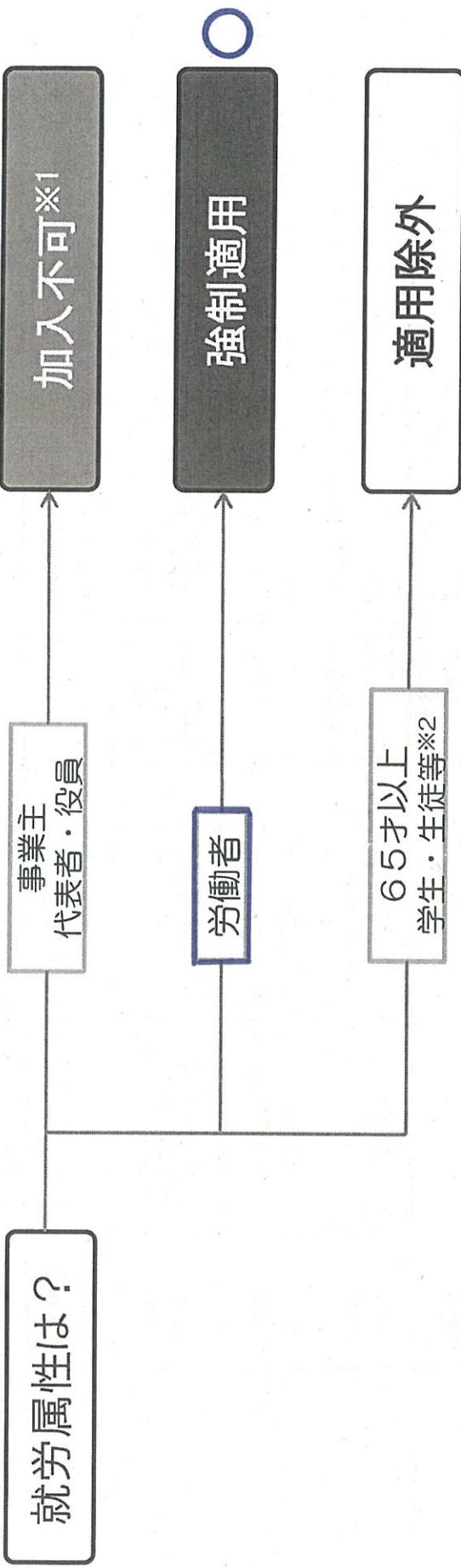
□:事業主負担がない部分

□:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

(参考) -2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したもので、詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、
使用者部分は加入可

※2 下記が適用除外に該当する

- ・65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・大学や専修学校の学生・生徒等であつて厚生労働省令に定める者

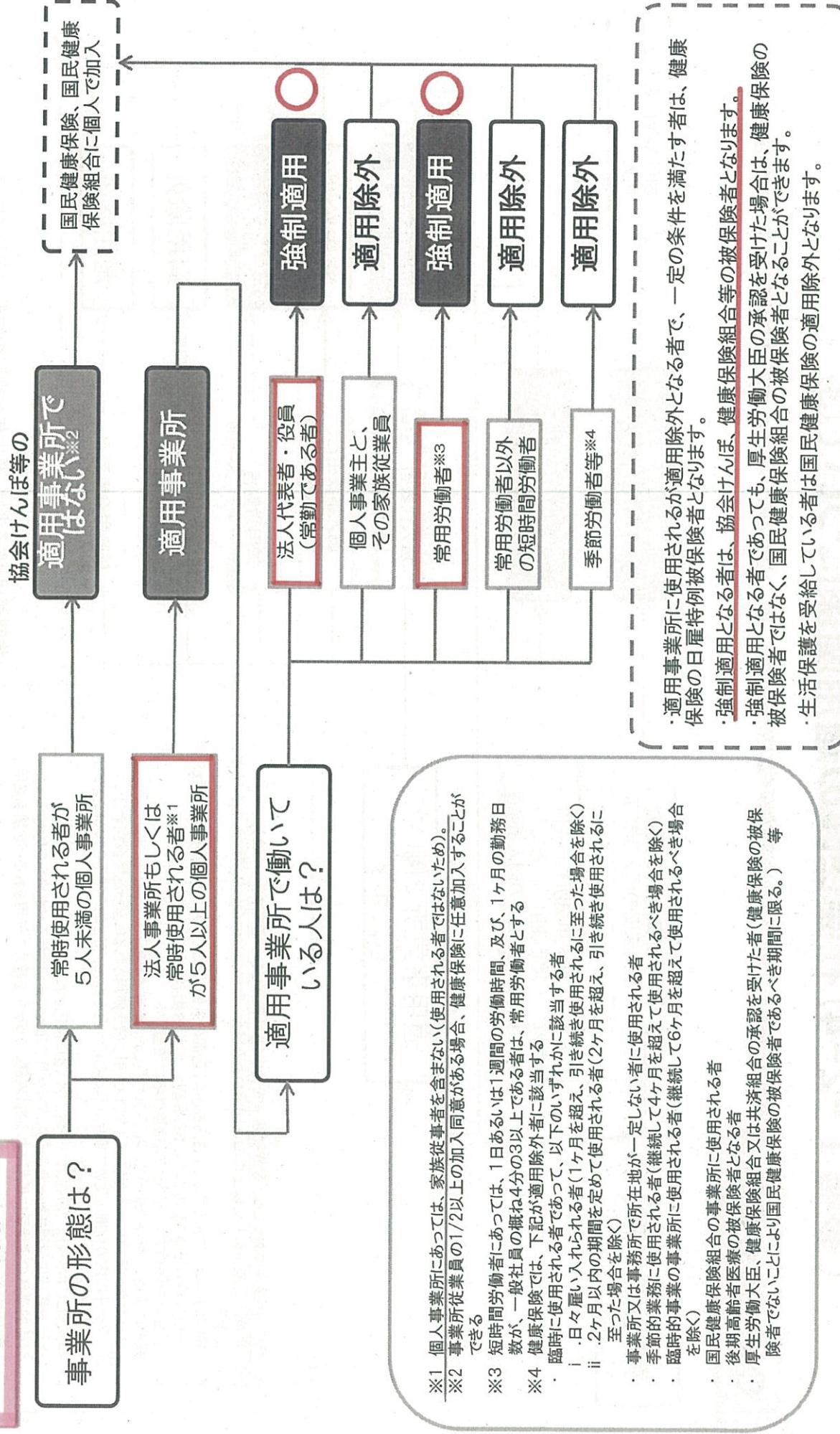
・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。

・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考) -2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

*本資料は社会保険の大まかな適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



(参考) -2-4) 社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したもので、詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

